

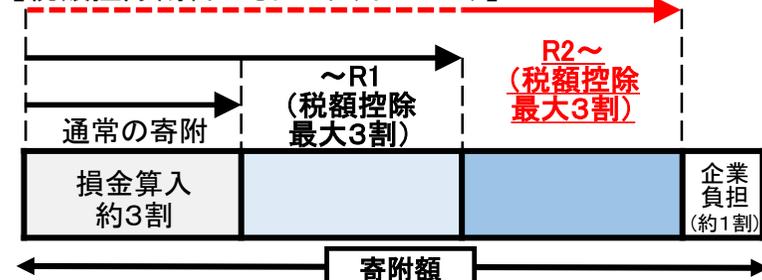
# 企業版ふるさと納税の概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、  
法人関係税を税額控除する優遇措置（令和2年度から令和6年度までの特例措置）

## 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
  - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
  - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

## 【税額控除割合の引上げ(イメージ)】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。  
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。  
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

## 令和2年度税制改正のポイント

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施。

- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長（令和6年度まで）**する。
  - ☑ 税額控除の割合を改正前の2倍に引上げ、**税の軽減効果を最大約9割（改正前約6割）**に
  - ☑ **地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
  - ☑ 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
  - ☑ 地域再生計画の認定後、**「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能に**